



生活 パイロット

相談相次ぐ敷金トラブル

これから引越しのシーズンを迎えます。県内では、賃貸住宅を退去する際の敷金に関する苦情相談が多く寄せられています。

これから引越しのシーズンを迎えます。県内では、賃貸住宅を退去する際の敷金に関する苦情相談が多く寄せられています。さないとされた。敷金を16万円も払っているのに納付できない。【アドバイス】

▼賃貸住宅の退去時には原状回復義務があります。8年間借りた場合は、8年経過した状態で返せば良いことになっていきます。故退意や過失による汚損や破損は、借り主の負担となり、貸主と異なりますが、通常の修理方法による損耗や退色は賃料に含まれる敷金を充てられています。

▼請求された修理代金の数千円に納得いかない場合、修理代の明細書を

修理代の明細、確認を

確認するなどし、管理会社や貸主とよく話し合います。合意に至らず、敷金の返還請求金額が60万円以下であれば、少額訴訟として簡易裁判所に申し立てることもできます。

▼国土交通省が公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」には、修繕費用についての考え方が示されており、法的な強制力はありませんが、一つの目安となります。借り主が負担すべき原状回復費用の判断の参考にして下さい。

▼修繕費用の負担割合については、家や生活相談電話

（県消費生活・男女共同参画プラザ）アイネス、☎097・534・0999 消費生活相談電話